

# 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟海外派遣貸付金規定

平成12年 2月 9日 承認  
平成17年10月20日 改正  
平成22年 4月 1日 団体名変更

## (目的)

第1条 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟(以下「日本連盟」という)は、本連盟が実施する海外派遣事業に財政的な理由で参加が困難なスカウト、指導者に対して援助を与えるために、海外派遣貸付金規定を定める。

## (貸付の対象者)

第2条 この貸付金を受けるものは、本連盟のベンチャースカウト、ローバースカウト及び青年指導者とする。

## (貸付金の金額)

第3条 この規定による貸付金額は、30万円以内とし、貸付金に利息をつけない。

## (貸付金使用の制限)

第4条 貸付金は、海外派遣事業に充てるものとし、他の用途に使用することはできない。

## (貸付金の申請手続)

第5条 貸付金の申請は、派遣員内定後、所定の様式により日本連盟事務局に提出するものとする。

(1) 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟海外派遣貸付金申請書

## (借用書の提出)

第6条 貸付金を受けることとなった者は、所定の借用書を日本連盟に提出するものとする。

(1) 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟海外派遣貸付金借用書

## (貸付金の決定)

第7条 貸付金は、国際委員会の審議により決定される。

## (加盟登録不継続)

第8条 貸付を受けた者が、加盟員でなくなった場合は、貸付を受けた残額について、6か月以内に返済するものとする。

## (貸付金の返還)

第9条 貸付金は、交付された日より、5年以内に全額を返済するものとする。

2 返済は、申請時の返済計画に従うものとする。

3 貸付金は、いつでも繰上げ返済をすることができる。

## (延滞)

第10条 貸付を受けた者が返済を6か月以上延滞した時は、延滞金を徴することがある。

附則 この規定は、平成12年4月1日からこれを適用する。

様式：1

年 月 日

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟  
理事長 奥 島 孝 康 様

県連盟 地区 団 隊

申 請 人：

(加盟登録番号：□□□□□□□□□□)

### 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟海外派遣貸付金借用申請書

次のとおり公益財団法人ボーイスカウト日本連盟海外派遣貸付金の借用を申請いたします。

金 額	円
使用目的	派遣事業名： 派遣先： 期 間： 年 月 日 ～ 年 月 日
申請事由	
返済計画	(返済年月日) (返済金額) 年 月 日 円 年 月 日 円 年 月 日 円 年 月 日 円 年 月 日 円

年 月 日

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟  
理事長 奥 島 孝 康 様

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟海外派遣貸付金借用書

金	円
---	---

上記金額を公益財団法人ボーイスカウト日本連盟海外派遣貸付金規定の定めるところにより、正に借用いたします。

返済については、申請書の返済計画のとおり実行いたします。

以 上

申 請 人

住所：

氏名：

印

(申請人が未成年の場合保護者)

住所：

氏名：

印

連帯保証人

住所：

氏名：

印

- ・ 実印押印（申請人が未成年である場合を除く）とし、印鑑証明を添付する。